

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

事業者

事業者名称	医療法人生寿会
代表者氏名	理事長 島野 泰暢
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県名古屋市昭和区山花町50番地 (かなな病院 電話(052)759-5539 FAX(052)-759-5537)
法人設立年月日	1955年12月16日

事業所の所在地等

事業所の名称	ヘルパーステーションかなな
事業所種類	訪問介護、介護予防訪問介護
事業者指定	介護保険2370700359
通常のサービス提供地域	名古屋市昭和区、千種区、中区、天白区、瑞穂区、東区
事業の目的	医療法人が設置した訪問介護事業所として、利用者様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護及びその他日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの等の適切な介護サービスを提供することを目的とします。
事業所所在地	ヘルパーステーションかなな 愛知県名古屋市昭和区山花町62番地1 オフィスはなみずき2F
管理者	大枝 泰之
営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
営業時間	原則午前8時30分から午後5時30分までとする。 ※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制としています。

事業内容

上記事業の目的に基づき、下記の身体介護及び生活援助を実施します。

身体介護：利用者の身体に直接接触して行う介助。その介助を行うために必要な準備・後始末を含みます。食事介助、全身清拭、全身浴介助、排せつ介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助、体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助等

生活援助：身体介護以外の訪問介護。掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助

身体生活：身体介護の前後に生活援助を行う場合

以下の行為は、介護保険制度上、訪問介護に含まれませんのでご了承ください。

- (1) 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- (2) 医療行為に相当するもの
服薬介助（医療行為に相当するもの）、経管栄養、吸入等の処置
- (3) 直接本人の援助に該当しない行為
利用者以外のものに関する洗濯・調理・買物・布団干し、主として利用者が使用する居室等以外の掃除、来客の対応、自家用車の洗車・清掃等
- (4) 日常生活の援助に該当しない行為
 - ア 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障を生じないと判断される行為
草むしり、花木の水やり、ペットの世話、自家用車の洗車、仏壇周り、玄関周り、ベランダの清掃等
 - イ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え、大掃除・窓のガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理・ペンキ塗り、お風呂清掃（カビ取り等）、エアコンの清掃、植木の剪定等の園芸、正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理等、年金等の管理、金銭の貸借等の金銭を取り扱うことまたはこれに類する行為等

運営方針

当事業所は、訪問介護サービスの提供に際して次のような方針で運営しています。

- (1) 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。
- (3) 差恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。
- (4) 訪問介護業務に関する記録を5年間保存します。

訪問介護サービスを利用できる方及び提供回数と時間

保険種別	対象者	提供回数	提供時間
介護保険	介護認定の結果、「要支援1-2」「要介護1-5」と認定された方	ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいた回数	ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいた提供時間

利用料金

詳細は別紙の利用料金案内のとおりです。

虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施しています。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を選定します。

身体拘束等の適正化のための措置について

事業所は、身体拘束の適正化のため、以下を規定します。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

事故発生時の対応について

訪問介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持</p>	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②従業者はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③この秘密保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報保護</p>	<p>①事業者は、利用者からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

個人情報の使用について

<p>使用目的</p>	<p>①事業の提供にあたり、担当事業者と地域包括支援センター及び(居宅介護予防)居宅介護支援事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するため。</p> <p>②サービス提供にかかる請求業務などの事務手続きやサービス利用にかかわる管理運営のため。</p> <p>③医療機関、介護保険施設、介護支援専門員、介護保険事業所、自治体(保険者)、その他関係者との連携・連絡のため。</p>
<p>個人情報の内容</p>	<p>①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等で、利用者や家族等に関する個人情報。</p> <p>②上記①以外の利用者や利用者家族に関する個人情報であつて、特定の個人が識別される、または識別されうる情報。</p>
<p>使用する期間</p>	<p>契約締結日から最終のサービス提供にかかる保険請求等の終了日まで。</p>
<p>使用する条件</p>	<p>①個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用することとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外には漏れることのないように細心の注意を払う。</p> <p>②個人情報を使用した会議・出席者・個人情報利用の内容等について記録する。</p>

※情報収集手段として写真及び動画撮影をさせていただくことがあります。

相談・苦情の窓口

当事業所の訪問介護についての相談や苦情がある場合は、当事業所へご連絡ください。担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます

相談窓口	ヘルパーステーションかわな
窓口担当者	サービス提供責任者 鬼頭 枝里
受付時間	受付時間 8:30~17:30 (日祝は休み)
連絡先	電話番号 (052) 751-3226、FAX (052) 761-3248

また、当事業所以外の相談・苦情窓口があります。

【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	電話番号 052-959-3087 受付時間 8:45~17:15 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 052-971-4165 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

お願い

- (1) 訪問介護の日時の変更を希望される場合は、事前に必ず当事業所にご連絡ください。
なお、利用日前日までに連絡が無かった場合のキャンセルは、キャンセル料として2千円/回お支払いいただきます（緊急やむを得ない場合を除く）。尚、留守番電話になっている場合は必ず留守番電話に伝言を残すようお願いいたします。
- (2) 介護保険の給付の範囲(利用限度額)を超えた訪問介護サービスについては、全額自己負担となります。
- (3) 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。
1. 採用時研修、2. 継続研修、3. その他の研修
- (4) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員までご一報ください。
- (5) 訪問介護サービスの提供にあたり、介護保険証などを確認させていただきます。これらの内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- (6) 従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。

介護保険 利用料金一覧

○訪問介護サービス
(1回あたりの利用料金)

身体介護 (基本単位)		自己負担額		
		1割	2割	3割
身体01・II (20分未満)	179単位	246円	493円	739円
身体1・II (20分～30分未満)	280単位	385円	770円	1,156円
身体2・II (30分～60分未満)	425単位	585円	1,169円	1,754円
身体3・II (60分～90分未満)	623単位	857円	1,714円	2,571円
以後30分増すごとに	82単位	123円	226円	338円

生活援助 (基本単位)		自己負担額		
		1割	2割	3割
生活2・II (20分～45分未満)	196単位	270円	539円	809円
生活3・II (45分以上)	242単位	333円	666円	999円

身体介護に引き続き生活援助を行う場合

身体介護+生活援助 (基本単位)		自己負担額		
		1割	2割	3割
身体1+生活援助1・II (20分～45分未満)	340単位	468円	935円	1,403円
身体1+生活援助2・II (45分～70分未満)	411単位	565円	1,131円	1,696円
身体1+生活援助3・II (70分以上)	483単位	664円	1,329円	1,993円
身体2+生活援助1・II (20分～45分未満)	497単位	684円	1,367円	2,051円
身体2+生活援助2・II (45分～70分未満)	569単位	783円	1,566円	2,348円
身体2+生活援助3・II (70分以上)	640単位	880円	1,761円	2,641円
身体3+生活援助1・II (20分～45分未満)	695単位	956円	1,912円	2,868円

○予防専門型訪問サービス
(1月あたりの利用料金)

介護予防訪問介護 (基本単位)		自己負担額		
		1割	2割	3割
訪問型独自サービスI (週1回程度、要支援)	1,176単位	1,618円	3,236円	4,854円
訪問型独自サービスII (週2回程度、要支援)	2,349単位	3,232円	6,436円	9,695円
訪問型独自サービスIII (週3回程度、要支援)	3,727単位	5,127円	10,255円	15,382円

介護職員等処遇改善加算I

職員の定着率の向上とサービスの質を維持することを目的としています。

介護報酬の総単位数に24.5%を乗じたものが介護職員等処遇改善加算Iとなります。

○加算料金

加算項目	利用内容	自己負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	新規に訪問介護事業所を利用した場合、要支援者が要介護者認定を受けて利用した場合、または過去2ヶ月以内に当該事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合 200単位/月	275円	550円	825円
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーション実施の医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受け、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成または変更した場合（※） Ⅰ：通所リハビリテーション等のサービス提供の場、またはICTを活用した動画等により、利用者の身体状況等を踏まえ理学療法士等が助言した場合 100単位/月	138円	275円	413円
生活機能向上連携加算Ⅱ	（※）同上 Ⅱ：理学療法士等の自宅訪問中にサービス提供責任者も同行し、利用者の身体状況等の評価を理学療法士等と共同して行った場合 200単位/月	275円	550円	825円

※自己負担金額は介護職員等処遇改善加算Ⅰを加味した金額です。総単位数により計算しますので多少の誤差があります。

- 上記利用料の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準としています。また、弊事業所は特定事業所加算Ⅱ（10%割増）算定の対象事業所となっています。
- 通常の時間帯（08:00～18:00）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されます。
 - 早朝（06:00～08:00）： 25%
 - 夜間（18:00～22:00）： 25%
 - 深夜（22:00～06:00）： 50%
- 利用者の同意を得た上で、2名のホームヘルパーが共同でサービスを提供する場合は、通常2倍の料金となります。
- 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、料金表の10割が利用者の負担額となります。
- 自費による訪問介護サービスは、介護保険適用外となるため別途ご提示いたします。ご利用の際は訪問介護スタッフにご相談ください。